

審査基準整理票

| | | | |
|--|---------------|-----------------------------|---|
| 処 分 名 | 関連事業の相続の認可 | | |
| 根拠法令名 | 大津市公設地方卸売市場条例 | (条項) 第31条第1項 | |
| 基準法令名 | 大津市公設地方卸売市場条例 | (条項) 第31条第4項において準用する第27条第2項 | |
| 所管部署 | 産業観光部公設地方卸売市場 | | |
| 標準処理期間 | 60日 | 法定処理期間 | 日 |
| <p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称【 関連事業許可要領 】 ・掲載図書等【 大津市公設地方卸売市場業務取扱要領 】 ・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載 <p>大津市公設地方卸売市場条例第31条第4項において準用する同条例第27条第2項各号に該当しない者であることを基準とする。その細目は、関連事業許可要領（同条例第27条第2項の要領で当該認可に係る基準として準用するもの）に定めるとおりとする。なお、当該要領を記した掲載図書は、所管部署において備え置く。</p> <p>参 考</p> <p>〔根拠法令〕 （関連事業の相続）</p> <p>第31条 関連事業者が死亡した場合において、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該関連事業者の関連事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者)が被相続人の行っていた関連事業を引き続き営もうとするときは、市長の認可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の認可の申請は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内にななければならない。</p> <p>3 相続人が第1項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可があった旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第27条第1項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。</p> <p>4 第27条第2項の規定は、第1項の認可について準用する。この場合において、第27条第2項中「前項の許可を受けようとする者」とあるのは「第31条第1項の認可を受けようとする者」と、「同項の許可」とあるのは「同項の認可」と、「その許可」とあるのは「その認可」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第1項の認可を受けた者は、関連事業者の地位を承継する。</p> | | | |

(関連事業の許可)

第27条 関連事業を営もうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は同項の許可をすることにより関連事業者の数が前条第2項において関連事業者の区分ごとに定める最高限度を超えることとなるときは、その許可をしてはならない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの
- (3) 第29条又は第70条第4項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
- (4) 関連事業を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者
- (5) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (6) 法人である場合にあつては、その業務を執行する役員のうち第1号から第3号まで又は前号のいずれかに該当する者があるもの

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。